

令和８年度第１回鎌倉市子ども読書活動推進計画に関する連絡会議

日時 令和８年（2026年）7月30日（木）

15：00～16：30

場所 中央図書館多目的室

- 1 自己紹介
- 2 会長・副会長の選任
- 3 鎌倉市子ども読書活動推進計画について
- 4 第５次鎌倉市子ども読書活動推進計画の進捗
- 5 図書館のゾーニングについて
- 6 その他
 - ・情報交換
 - ・次回の開催について

配付資料１ 鎌倉市子ども読書活動推進計画に関する連絡会議名簿

- 2 鎌倉市子ども読書活動推進計画に関する連絡会議要領
- 3 子ども読書活動推進計画について
- 4 第５次鎌倉市子ども読書活動推進計画
- 5 第５次鎌倉市子ども読書活動推進計画 アクションプラン
- 6 図書館のゾーニングについて

鎌倉市子ども読書活動推進計画に関する連絡会議構成

			人数		所属	委員
市民委員	1	子ども読書に関わる市民委員	1名	公募		エハラ トモコ 江原 朋子
	2	子ども読書に関わる市民委員	1名	公募		ミナミ サユリ 南 小百合
教育関係者	3	学校教育関係者	1名	小学校図書館部会	小学校	サトウ マユミ 佐藤 麻由美
	4	〃	1名	中学校図書館部会	中学校	ア ボシ 阿星 ちづる
	5	幼児教育関係者	1名	私立幼稚園協会	長谷幼稚園	ヨコヤマ マサミ 横山 正見
	6	乳幼児保育関係者	1名	保育会	ピヨピヨ保育園	クマクラ ヨウスケ 熊倉 洋介
行政関係者	7	学校教育関係課	1名	学校教育課長		シバヤ リョウタ 澁谷 亮太
	8	子ども関係課	1名	こどもみらい課長		タカギ ケンイチロウ 高木 賢一郎
	9	〃	1名	青少年課長		ヤストミ マコト 安富 誠人
	10	幼児関係課	1名	保育・幼稚園課長		フクシ マナブ 福士 学
	11	〃	1名	こども家庭相談課長		ヤハギ ヒラク 矢作 拓
	12	〃	1名	発達支援室長		シマダ ヨシマサ 島田 義正

鎌倉市子ども読書活動推進計画に関する連絡会議要領

(趣旨及び設置)

第1条 この要領は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づく鎌倉市子ども読書活動推進計画の策定及び推進に関し連絡及び調整を行うため、鎌倉市子ども読書活動推進計画に関する連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 連絡会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、子どもの読書活動の推進に関わる乳幼児教育、学校教育及び関係行政機関の関係者並びに市民とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年以内とし、その満了の日は、委嘱を行った日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 連絡会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、代表して連絡会議を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議は、会長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第6条 連絡会議は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(謝礼)

第7条 市長は、委員が連絡会議に出席したときは、謝礼（1回につき1,000円）を支払うものとする。ただし、学校教育及び関係行政機関の職員である場合は、この限りではない。

(庶務)

第8条 連絡会議の庶務は、この連絡会議の事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第9条 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に際し必要な事項は、連絡会議が別に定める。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年6月23日から施行する。

「鎌倉市子ども読書活動推進計画」について

1 法律と計画の経緯・計画概要

(1) 歴史的経緯

1989年 国際連合で「子どもの権利条約」が採択、国際的に子どもたちの権利が認められる。子どもの読書環境を豊かにすることも謳われている。

1994年 日本が「子どもの権利条約」に批准。

1999年 衆参両議会本会議で、2000年を「子ども読書年」と決議。

2001年 国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、3つの方針を定めた。

○子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

○家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組の推進

○子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

※県は計画策定義務化、市町村でも計画の策定が努力義務化された。

2004年 神奈川県「神奈川県子ども読書活動推進計画」策定。

2008年2月 「鎌倉市子ども読書活動推進計画」策定。

2013年2月 「第2次鎌倉市子ども読書活動推進計画」策定。

2018年2月 「第3次鎌倉市子ども読書活動推進計画」策定。

2023年3月 「第4次鎌倉市子ども読書活動推進計画」策定。

2025年12月 「鎌倉市教育振興基本計画」策定

「第5次鎌倉市子ども読書活動推進計画」(2026年4月スタート)を内包。

2 鎌倉市子ども読書活動推進計画

◆計画の目的

子どもたちが求めるときに自由に本を選び、本に接することができる、そして、本の探し方や本の楽しさを伝えてくれる人のいる、豊かな読書環境を、家庭・地域、学校、図書館・行政機関が連携して整備していくことを目的とします。

◆基本方針

- 1 読書の楽しさを伝えることを応援します。
- 2 どこでも読書を応援します。
- 3 子どもと本をつなぐ人たちを応援します。

主要な施策

参考：施策の成功イメージ

あ

生涯学習センター等の
学習環境の充実

- 市民の誰もが、いつでも手軽に学習できる環境を整えるため、施設の運営・管理を充実し、市民の求める学習環境を提供する
- 具体的には、老朽化した設備の更新や、学習センターにおけるフリーWi-Fiの整備等を進める

- 市民の誰もがいつでも手軽に、安心して学習できる環境が整備されている状態

い

博物館の運営
・整備充実・機能強化

詳細33ページ

- 鎌倉国宝館・鎌倉歴史文化交流館について、それぞれ100周年・10周年の機を捉えながら、設備の整備充実を図るとともに、着実な運営を図る
- 歴史や文化を次世代に継承するため、「デジタルミュージアム」「フィールドミュージアム」の視点により博物館機能を強化する

- 「鎌倉市にふさわしい博物館基本計画」を通じて、鎌倉の歴史と文化を1000年後に伝えるための体制が整えられている状態

う

図書館サービスの
維持・向上

詳細34ページ

- 「鎌倉市図書館ビジョン」の実現に向けて、環境整備と人材の育成、知識や情報のハブとなる資料の充実を推進するとともに、読書バリアフリーを含めた図書館サービスの向上を図る
- 新施設における図書館の整備を見据えながらこれからの図書館を考えると同時に、現在の各図書館についても市民が安全で快適に過ごせるよう設備を充実させる

- 誰もが利用しやすく、全市民の知識/情報のハブとなる「つながる・ひろがる・100年図書館」が実現されている状態

え

こどもの読書
環境の整備

詳細35ページ

- こどもたちの豊かな読書環境を、家庭・地域、学校、図書館・行政が連携して整備する
- こどもの居場所としての図書館のサービスや施設整備の検討を進める

- 豊かな読書環境のためのヒト・モノが整備され、こどもたちがいつでもどこでも楽しく本とつながることで、自ら学ぶこと、考えることを楽しんでいる状態

第5次鎌倉市子ども読書活動推進計画 <2026年4月~2030年3月>

背景

- 平成13年(2001年)「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、翌平成14年(2002年)国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定。鎌倉市では、平成20年(2008年)2月に「鎌倉市子ども読書活動推進計画」を策定し、第4次計画は令和7年度(2025年度)まで。
- 第4次計画では、読書バリアフリー法成立を受け、読書のしづらい子どもたちが関わる施設訪問や、ヤングアダルト世代の読書活動の減少等の課題に対して「中高生が自ら発信する場づくり(ビブリオバトル等)」などを実施。第4次計画で築いた施設や団体との連携を足掛かりに、第5次計画では更に取組を発展

目的

- こどもたちが求めるときに自由に本を選び、本に接することができる、そして、本の探し方や本の楽しさを伝えてくれる人のいる、豊かな読書環境を、家庭・地域、学校、図書館・行政機関が連携して整備すること

基本方針 / 推進体制

具体的な取組

I 読書の楽しさを伝えることを応援します

II どこでも読書を応援します

III こどもと本をつなぐ人たちを応援します

かまくら読書活動支援センター

こどもの読書についての相談窓口を各図書館に設置。
事務局は深沢図書館に

連絡会議

本計画の策定/推進に関する連絡/調整。
市民・教育関係者・行政で構成

① 豊かな読書環境の整備

- ・ こどもに関わる全ての施設において、こどもにとって魅力ある蔵書を構築
- ・ こどもと本や情報をつなぐ人を適正に配置
- ・ 乳幼児期から本に親しむ機会を提供(ブックスタートやおはなし会など)

② 読書バリアフリー環境の整備

- ・ 誰もが本を読めるようにする読書バリアフリーを広く知るための取組を実施
<バリアフリーおはなし会(手話付きおはなし会、世界のおはなし会など)の実施、大活字本やLLブックなどバリアフリー図書の学校へのセット貸出 等>
- ・ 海外にルーツのあるこどもたちへサービスを提供
- ・ 読書バリアフリー資料の充実、電子書籍の導入検討

③ 情報活用スキルの向上とメディアリテラシー醸成

- ・ こどもたち自身が紙とデジタル資料を活用して、学習ができるようサポート
- ・ こどもの居場所となる施設のWi-Fi環境を整備
- ・ こどもに関わる大人を対象とした情報活用学習の研修実施

④ こども関連施設/団体と連携した読書活動支援

- ・ ビブリオバトルなど中高生が読書に関する情報を自ら発信する場づくりを実施
- ・ より利用しやすい学校図書館を整備(開館時間の拡大や展示の工夫など)
- ・ こどもに関わる施設や団体との交流を通して読書環境を充実
- ・ 図書館を利用しづらいこどもたちのニーズに合わせたサービスを検討(出張おはなし会や図書館見学など)

⑤ こどもの居場所としての図書館の整備・サービスの検討

- ・ ゾーニング(図書館内の動線や区分けなどレイアウトの工夫)についての研修を実施
- ・ こどもの居場所の在り方の検討
- ・ こどもたちのニーズの反映

第5次鎌倉市子ども読書活動推進計画 アクションプラン

取組項目	担当(担い手)
------	---------

1 豊かな読書環境の整備

1(1)子どもに関わる全ての施設において、子どもにとって魅力ある蔵書を構築

1 市図書館の蔵書内容の充実。こども向け地域資料の充実	中央図書館
2 学校図書館の収集方針や選定方針を学校内で共有し、蔵書内容を充実させる	学校教育課、小学校、中学校
3 子どもに関わる施設の蔵書の充実	中央図書館、子どもに関わる施設
4 子どもにとって魅力のある蔵書構築についての学びの場を創出	中央図書館、子どもに関わる施設

1(2)子どもと本や情報をつなぐ人を適正に配置

1 図書館司書・学校司書・司書教諭の専門性の向上と継承	中央図書館、学校教育課、小学校、中学校
2 おはなしボランティア養成講座や、ステップアップ講座を開催し、ボランティアのスキルアップの場を設ける	中央図書館
3 「こどもほんしえるじゅ」キャラクター「かますけ」を活用し、フロアワークやレファレンスを行い、尋ねやすい雰囲気づくりと、かまくら読書活動支援センターの存在をアピールする	中央図書館



1(3)乳幼児期から本に親しむ機会を提供(ブックスタートやおはなし会など)

1 対象年齢にあわせた特性の研究	中央図書館
2 関連課と連携して、ブックスタート事業の実施	中央図書館、こどもみらい課、こども家庭相談課
3 こどもの年齢別おはなし会(定例)の実施	中央図書館
4 こどもの対象年齢に応じた、読書や図書館に親しむ特別な行事の実施	中央図書館
5 ヤングアダルト対象の行事の実施	中央図書館
6 各施設による読み聞かせなどの実施	子どもに関わる施設
7 多世代交流ができる場の提供	中央図書館、子どもに関わる施設

取組項目	担当(担い手)
------	---------

1(4)こどもの読書にかかわる情報の収集と発信

1	かまくら読書活動推進センターでこどもの読書に関わる情報を収集し、互いに蔵書内容・イベント・事業などの参考にする	中央図書館、こどもに関わる施設
2	図書館のサービス内容をもっとアピールする工夫	中央図書館
3	「どくしょのノート」(読んだ本を記入していく冊子)のホームページ掲載・配付	中央図書館
4	おすすめの本のリストの配付	中央図書館

1(5)こどもと本や情報をつなぐ人と連携して、豊かな読書環境の整備を行う

1	「鎌倉市子ども読書活動推進計画に関する連絡会議」の委員を通して、こどもに関わる施設との連携を深める	中央図書館
---	---	-------

2 読書バリアフリーの推進

2(1)誰もが本を読めるようにする読書バリアフリーを広く知るための取組を実施

1	読書バリアフリーの考え方を広く知り、広く伝えるための取組を実施	中央図書館
2	バリアフリーおはなし会(手話付きおはなし会、世界のおはなし会など)を継続して開催する	中央図書館
3	「バリアフリー図書パック」を作成し、学校等へ貸出する	中央図書館、学校教育課、小学校、中学校
4	バリアフリー資料を活用した展示や行事の実施	中央図書館、小学校、中学校
5	図書館を利用しづらいこどもたちや、こどもたちが関わる施設へのニーズ調査	中央図書館
6	入院中のこどもたちを含む医療ケア児等へのサービスの研究	中央図書館

2(2)海外にルーツのある子どもたちへサービスを提供

1	多言語絵本の充実	中央図書館
2	ブックスタートでの多言語絵本の配付	中央図書館、こどもみらい課、こども家庭相談課
3	支援団体と連携し、ニーズの把握に務め、サービスを検討	中央図書館

取組項目	担当(担い手)
------	---------

2(3)読書バリアフリー資料の充実、電子書籍の導入を検討

1 読書バリアフリー資料の充実	中央図書館
2 電子書籍の導入を検討	中央図書館

3 情報活用スキルの向上とメディアリテラシーの醸成

3(1)こどもたち自身が紙とデジタル資料を使って、学習ができるようサポート

1 学校図書館の活用、カリキュラムの研究・実践により、情報を活用するスキルの向上を目指す	中央図書館、学校教育課、小学校、中学校
2 メディアリテラシーの醸成を目指し、様々な媒体の使い方や、利用方法を伝える	中央図書館、学校教育課、小学校、中学校

3(2)こどもの居場所となる施設のWi-Fi環境を整備

1 こどもの情報を知る権利を格差なく保証するために、Wi-Fi環境の整備をおこなっていく	中央図書館、こどもに関わる施設
--	-----------------

3(3)こどもに関わる大人を対象とした情報活用学習のための研修を実施

1 メディアリテラシー研修など、情報活用学習のための研修を実施する	中央図書館、学校教育課、小学校、中学校
-----------------------------------	---------------------

4 こどもに関わる施設や団体と連携した読書活動支援

4(1)ビブリオバトルなど中高生が読書に関する情報を自ら発信する場づくりを実施

1 こどもたちが、ビブリオバトルや、職場体験などを通して、自ら発信できる場の充実を図る	中央図書館、中学校、高等学校
---	----------------

4(2)より利用しやすい学校図書館を整備(開館時間の拡大や展示の工夫など)

1 学校図書館で、こどもが本を手に取りやすいように本のフェイスアウト等見せ方を工夫し、本や図書館に興味をもてるようにする	小学校、中学校
2 学校図書館を放課後にも利用できるように開館時間を検討する	学校教育課、小学校、中学校

4(3)こどもに関わる施設や団体との交流を通して、読書環境を充実

1 「本の海サポーターズ交流会」など、おはなしボランティアや保護者・保護者の団体との情報交換の場を設ける	中央図書館
2 乳幼児のニーズの把握につとめ、こどもたちへの図書館利用を促す取り組みを行う	中央図書館、幼稚園、保育園、認定こども園、子育て支援センター

取組項目		担当(担い手)
3	市図書館が学校(小中高)図書館への訪問を通し、情報交換や交流をはかる	中央図書館、小学校、中学校、高等学校
4	市図書館と放課後かまくらっ子や、フリースクールなどの施設との連携	中央図書館、青少年課、放課後かまくらっ子、こどもに関わる施設
5	本の選書のサポートを兼ねた学校貸出(搬送先は学校以外の施設も含む)の継続実施	中央図書館、学校教育課、小学校、中学校、こどもに関わる施設
6	図書館見学・職場体験などを通して、こどもたちが図書館に親しむ機会を提供	中央図書館、小学校、中学校、こどもに関わる施設
7	地域の宝物を生かし、鎌倉を楽しむ取組を実施。地元著者・出版社・書店との連携もすすめる。	中央図書館

4(4) 図書館を利用しづらい子どもたちのニーズに合わせたサービス検討(出張おはなし会や図書館見学など)

1	特別支援学校や障害児施設へサービスを検討し、訪問サービス(出張おはなし会)や図書館見学を実施	中央図書館、こどもに関わる施設
---	--	-----------------

5 こどもの居場所としての図書館の整備・サービスの検討

5(1) ゾーニング(図書館内の動線や区分けなどレイアウトの工夫)についての研修を実施

1	ゾーニング(図書館内の動線の区分けなどレイアウトの工夫)についての研修を実施	中央図書館
2	利用しやすい図書館、にぎやかな図書館について検討する	中央図書館

5(2) こどもの居場所の在り方の検討

1	こどもたちの居場所としてこどもたちが何の目的もなく来館し、自由に本を選び、くつろげる空間とサービスを継続して提供するとともに、さらなる充実を検討する	中央図書館
---	--	-------

5(3) こどもたちのニーズの反映

1	こどもたちが主体的に図書館に関われるための受け皿を研究し、ニーズの反映につなげる	中央図書館
---	--	-------

※担当(担い手)に、「こどもに関わる施設」と記載のあるものは、施設を統括する保育・幼稚園課、学校教育課、青少年課、こどもみらい課、発達支援室等を含む。

※担当(担い手)に、「中央図書館」とあるものは、鎌倉市図書館5館(中央図書館、腰越図書館、深沢図書館、大船図書館、玉縄図書館)で行うものとする。

図書館のゾーニングについて～ゾーニング研究の必要性～

1 図書館でのレイアウト・ゾーニング

多様な年齢層、多様なニーズの人々が訪れ、利用する図書館において、レイアウトの工夫は不可欠です。

例：赤ちゃん、友達と来館する小学生、家族連れ、サークルで本を探しに来るグループ、静かに本を読みたい人、課題解決のための調べ物の人、ゆったりした時間を過ごしたい人等多様な来館者が存在する。

互いに居心地よくいられるよう、来館者自身が滞在する空間を選べることが求められています。

ゾーニングの意味：平面的なレイアウトのみならず、書架の高さ、見通し、音環境、バリアフリー等多様な観点があります。

また、利用者の活用するスペース内のレイアウトのほかに、書庫・バックヤード、エレベータへの導線、盗難防止ゲート、求められる空間（静読室、グループ学習室等）の設置についても要望は高まっているためそれぞれをどう配置するかの研究が必要です。

2 複合化の中でのゾーニング

近年、図書館は複合施設の中に入ることも多く、鎌倉市においても、新市庁舎と複合する地域図書館、生涯学習センターや他の行政分野と複合する新中央図書館が想定されています。

複合施設の中で他部署、他団体が互いにその機能を十分に発揮しながら、協力・連携のできるレイアウトの研究が必要です。

3 施設の目的から考えるゾーニング

その施設が市民のためにどのような役割を担うのか、目的によって、どのような部署・団体をその中に設置するのか、また各空間のつなげ方、駐車場、施設に来る人へのアピールの仕方（壁、窓、外観、入りやすさ等）、安全性等の検討も重要な観点です。

4 研修会

上記、3つの観点からゾーニングについて研究・研修の必要性から、本年度ゾーニング研修を予定しています。

- ア) 日時：令和8年（2026年）8月31日（月）14時～16時
- イ) 場所：鎌倉市中央図書館 多目的室
- ウ) 講師：中井孝幸氏（愛知工業大学教授）
日本図書館協会図書館施設委員会委員長
専門分野：図書館内での利用活動 図書館利用圏域

5 参考図書

『図書館施設論』中井孝幸・川島宏・柳瀬寛夫／共著 日本図書館協会 2020.3

6 近年の関連調査

「半田市等、半田市立図書館における音環境実証実験の結果を公表」カレントアウェアネス・ポータル 2026.6.12 半田市発表 <https://current.ndl.go.jp/car/280237>